

# ブロック塀等の安全対策について

## 1. 判定結果に対する必要な対応について（お願い）

- ・ブロック塀等は、所有者（または管理者）の責任において管理することが必要となります。
  - ・今回の「判定結果」を参考に、ご自身でもブロック塀等の状態を確認し、必要に応じてブロック塀等を築造した業者などの専門家に相談し、改善等の検討をお願いします。
- なお、本調査は外観調査のため、詳細な調査により判定結果が変わることがあります。ご了承ください。

	判定結果	必要となる対応
	<b>早急に除却を要する</b> 【危険度 3】	傾斜やぐらつきなどがあり、非常に危険な状態です。 安全確保のため、 <b>早急に除却をお願いします。</b>
	<b>改善を要する</b> 【危険度 2】	劣化が進行している、また現行の構造基準に適合していない可能性があるため、 <b>改善が必要です。</b>
	<b>改善が望まれる</b> 【危険度 1】	軽度な劣化、また現行の構造基準に適合していない可能性があるため、 <b>改善することが望まれます。</b>
	<b>注意を要する</b>	劣化度合は比較的軽度ですが、 <b>経過観察を行い適切な維持管理をお願いします。</b>
	<b>特に問題なし</b>	大きな問題となる箇所が見つかりませんでした。 今後とも <b>適切な維持管理をお願いします。</b>

## 2. ブロック塀等の安全対策の必要性

### ■大きな地震が起こる可能性があります

仙台市は、昭和 53 年の宮城県沖地震や、平成 23 年の東日本大震災など、今までに何度も大地震を経験してきました。

令和 4 年 3 月にも、福島県沖を震源とする地震が発生しました。（仙台市内最大震度 5 強）今後いつ起きるかわからない大きな地震に備えて、事前の対策が必要です。

### ■ブロック塀等倒壊による事故の発生の恐れ

過去に発生した地震等の災害時に、ブロック塀等の倒壊等による人身事故が起きています。ブロック塀等は正しい方法で施工されていなかったり、適切な維持管理がされていなかったりすると、地震等の大きな力が急激に加わった際に、倒壊する恐れがあります。

### ■法律によって基準等が定められています

ブロック塀等の構造基準については建築基準法施行令第 61 条、第 62 条の 6 及び第 62 条の 8 に定められています。

また、所有者（または管理者）におけるブロック塀等の維持保全の義務についても、建築基準法第 8 条に定められています。

ブロック塀等の適切な維持管理の方法については裏面をご覧ください

### 3. ブロック塀等の適切な維持管理について

ブロック塀等も、住宅などと同じように定期的な点検やメンテナンスをすることがとても重要です。「何度も地震に耐えてきたから大丈夫」と思わず、定期的にブロック塀等の状態の確認し、適切な維持管理をお願いします。

#### ■定期的な安全点検をお願いします

定期的にブロック塀等の安全点検を実施し、早い段階で劣化等を発見・改修することが、ブロック塀等の破損や倒壊を未然に防ぐために、とても重要となります。

仙台市では、建築の知識や特別な機材がなくてもできる、ブロック塀等の安全点検について、ホームページで公開しております。今回、実態調査を行った公道等に面しているブロック塀等以外にも、隣地間などにブロック塀等がある場合などは、ご自身で安全点検を実施し、必要に応じて専門家などに相談してください。

また、実態調査の後に発生した地震により、調査時からブロック塀等の劣化が進行している恐れがあります。地震等はブロック塀等が倒壊する、最も大きな要因となります。地震等が発生した後にも、安全点検をすることが大切です。

なお、安全点検の結果、危険性が確認された場合は、付近通行者への注意表示を行うとともに、改修・除却等をお願いします。

- ・安全点検のチェックリスト（資料2）をご覧ください。
- ・仙台市ホームページでも公開していますのでご確認ください。



#### ■必要に応じ、ブロック塀等の改修・除却をご検討ください

ブロック塀等は塀全体で一体の構造物のため、一か所の劣化から全体の崩壊につながる恐れがあります。

日本建築学会の調査によると、ブロック塀等の耐久年数は約30年といわれています。耐久年数を大幅に超えている場合や、専門家に相談して「改修が必要」と判断された場合は、除却や改修をお願いします。

ブロック塀等の改修は、ブロック塀等を除却し生垣を設置する方法や、軽量のフェンスに作り替えたりする方法、塀の高さを低くする方法など、様々な方法があります。ブロック塀等の適切な維持管理のためには、ブロック塀等の立地条件や、周囲の環境に合わせた改修を行うことが重要です。



### 4. ブロック塀等の安全対策の相談先

ブロック塀等の維持管理の相談や、撤去・補修工事等を行いたい場合は、ブロック塀等を施工された業者、または工務店等の専門家、もしくは下記団体にご相談ください。

- 宮城県コンクリートブロック協業組合 ☎0223-34-1360
- 一般社団法人宮城県エクステリア協会 ☎022-344-6225

【資料に関する問合せ先】

仙台市 都市整備局 建築宅地部 建築指導課 ☎022-214-8323